

平成19年11月27日
産 業 労 働 局

「改正建築基準法の施行により影響を受けている
中小企業者に対する特別相談窓口」の設置について

改正建築基準法の施行以降、建築確認の遅れ等により事業活動に影響を受けている中小企業者の融資及び経営全般に関する相談に応じるため、下記のとおり、11月28日（水）より、東京都産業労働局及び財団法人東京都中小企業振興公社に特別相談窓口を設置しますので、お知らせします。

【特別相談窓口】

電話及び来所による相談をお受けします。（土、日曜日及び祝日を除く）

◆融資に関すること

- ・東京都産業労働局金融部金融課
東京都新宿区西新宿2-8-1都庁第一庁舎29階北側
電話番号：03-5320-4877（9時00分～17時00分）

◆経営全般に関すること

- ・（財）東京都中小企業振興公社総合支援部総合支援課
東京都千代田区神田佐久間町1-9
東京都産業労働局秋葉原庁舎
電話番号：03-3251-7881～2
（9時00分～11時30分、13時00分～16時30分）
- ・（財）東京都中小企業振興公社城東支社
東京都葛飾区青戸7-2-5
電話番号：03-5680-4631
（9時00分～12時00分、13時00分～17時00分）
- ・（財）東京都中小企業振興公社城南支社
東京都大田区南蒲田1-20-20
電話番号：03-3733-6284
（9時00分～12時00分、13時00分～17時00分）
- ・（財）東京都中小企業振興公社多摩支社
東京都立川市曙町3-7-10
電話番号：042-527-7477
（9時00分～12時00分、13時00分～17時00分）

【問い合わせ】

産業労働局金融部金融課
電話 03-5320-4877
産業労働局商工部経営支援課
電話 03-5320-4781